

「分断国家あるいは戦後日本」

（3つの分断統治政策の後遺症）

騎士 嶺史朗
（デイバイン・アンド・ルール 文化随筆家）



はじめに

「占領政策 あるいは戦後日本の出発点」

今から71年前の終戦直後にこの国で何が起きたか。

終戦と同じ月の8月30日、ダグラス・マッカーサーが厚木飛行場に降り立ち、この国を事実上アメリカ一国によるGHQ（連合国総司令部）がほぼ6年8ヶ月もの間、占領統治した。無論、この間、日本は主権を奪われ、この国は「日本」ではなく、「占領下日本」であることを余儀なくされた。この時、皇紀2605年の歴史を誇り、一度たりとも独立が途切れたことのない日本が初めて外国に占領統治され、この国は有史以来空前絶後の事態を迎えたのである。

この時、占領統治を名目にGHQは日本に何をしたか。

* * *

戦争中、日本は英國が統治していたシンガポールを陥落させ、フィリピンではマッカーサーを追いやり、アメリカが軽視していた日本の硫黄島ではアメリカ軍に甚大な損害をもたらす戦いを繰り広げ、昭和19年後半からは特別攻撃によってアメリカを苦悩させた。つまり日本は臆病でも懦弱でもなかつた。潤沢な資源、先進的工業力を背景に謀略で、さら

には圧倒的な軍事力で日本を威圧したアメリカを相手に我らが父祖は一步たりとも引かず、堂々と戦つたのだ。戦争時の日本の不撓不屈の戦いにアメリカは予想を超える大きな打撃を被り、終戦に伴うGHQによる占領期にはこの国を二度とアメリカに逆らえない国にするべく、〈日本弱体化〉の大戦略を日本に課し、日本にとつて様々な「負」の政策を同時多発的かつ強制的に実施したのである。

戦後しばらくの間はまだ日本は正気を保っていたものの、この大戦略の実施により、時の経過とともに「眞の日本」は失われ、この国はかつての日本とは違った國、違った国民になってしまったと言わざるを得ないほど、大きな変容を遂げてしまった。

端的に言うならば、国土、さらに国民の国家観が断ち切られて日本は「分断国家」にされ、あろうことか国民はこの戦慄すべき事実にも気づかないほど国家意識を喪失してしまったのである。と、なれば今後日本はどうなつてゆくのだろうか。この状態をこれからも継続させるとするならば、他国からの支配、統治を受けるという恐るべき未来が日本を待ち受けることになる、という可能性も否定はできまい。

I. 白人の西洋列強が敢行した「分断統治」政策

古来から白人の強国が被統治国に課す統治政策とは「分断統治」であり、侵略と支配を意図した国が対象国を征服する方法が「分断征服」であった。いづれも相手国を物理的、精神的に分断し仲違いさせた上で弱体化させ、支配者である自分たちに逆らえないよう被支配国の統治を容易に、確実にするシステムである。

歴史上の具体例は枚挙に暇がないが、古くは16世紀前半、スペインがメキシコやペルーを手中に収めた時の方法がまさにこの「分断征服」であった。メキシコに上陸したスペイン人たちが、先住民にとつては驚異であった火器や騎兵をいかに備えようともエルナン・コルテス率いるわずかな手勢だけで中央部で威容を誇ったアステカ帝国を征服できるはずがなかつたのである。

エルナン・コルテスはメキシコ内陸部侵攻に際し、東部のユカタン半島で子細に情報を収集し、メキシコ内陸部の内情を探った。そこでコルテスが知つたことは内陸部に豊かで、多くの部族を支配する大帝国が存在するという事実であった。コルテスはその大帝国への挑戦と支配への野望を抱いた。と同時にコルテスは諸部族の大帝国への反目があるという事情をもつかんだ。事実メキシコの諸部族は内陸部に君臨するその大帝国即ちアステカ帝国に従いつつも、帝国に反感を抱き、打倒への野心を秘めていたのである。その実情をコルテスは嗅ぎつけ、アステカ帝国を征服するに当たり、巧みにかつさりげなく「^{デバイド・アンド・コングル}分断・征服」の策を取りつた。アステカ帝国に反感を抱くトласカラ族をスペイン人は手なづけ、自分たちの部族に加わらせた上で、アステカ帝国と干戈を交え、遂にはこれを滅ぼし、メキシコをスペインの支配下に置くことに成功したのである。

大東亜戦争終結後、インドネシアが350年にわたるオランダの^{くばき}軛から独立したことはよく知られているが、オランダのインドネシアの長期支配がほかならぬ「^{デバイド・アンド・ルール}分断・統治」であつた。オランダ人たちはインドネシアの現地人たちを華僑たちに支配させたのである。そもそもこのようない法を駆使することなく少数の白人が現地の大半の現地人を支配統治することなどできない。この統治方法を駆使することによって、ごく少数の白人たちが現地人を支配し、苛斂誅求を課すことができたし、また現地人たちからの直接的な恨みを避けることもできたのである。現地人の恨みは華僑に集中した。

インドネシアを覚醒させ、独立へと導いたのは日本だった。大東亜戦争時、日本はインドネシアでオランダ軍を駆逐し、戦後のインドネシアの独立を導いたのである。ところが滑稽なことにインドネシアやアジア諸国を独立に導いた当の日本が白人に「^{デバイド・アンド・ルール}分断・統治」されてしまった。すなわち日本の戦後体制である。日本人は終戦を迎える、「これで平和が到来した」と無邪気に喜んだが、実は先の戦争の終結とは同時に日本の平和を根底から恒常に脅かす「^{デバイド・アンド・ルール}分断・統治」の始まりでもあった。GHQによつて「平和憲法」を強制された後、戦争反対を

叫んでいさえすれば平和を維持できると思い込み、表層的かつ安易な平和を希求する安直な民族と化したため日本人は自分たちに課された「^{デバイド・アンド・ルール}分断・統治」という本質が現在に至るまで見えていないのである。こままた国防はアメリカに頼れると思い込み、さらにはアメリカの毎年の年次要求に誠実に応えようと顔色を窺い、眞の独立すら果たせず、非民主的な周辺国に領土領海の主権を侵され、さらには国民を拉致誘拐されても被害者たちを取り戻すこともできずに今日に至つている。

II. 主権なき国家の「国土の分断」

主権とは何か。主権とは国家が自主的に国家の政策、姿勢を決定する能力である。言うまでもなく日本は主権国家であることを標榜してはいるものの、では実際に日本は主権国家か、と問う、その実体を検証すれば、実は主権国家としての資格を完全に逸しているという本質を目の当たりにせざるを得ないであろう。

日本が主権国家である以上は、国家の大原則として国を守る体制が確立されていなければならない。国を守るとは、先ず第一に国土を守ることにほかならないことを我々は今一度思い起こす必要がある。国が主権国家である上で最重要課題は国土の防衛である。昭和57年（1982年）フォークランド紛争が起つた際、英國首相のマーガレット・サッチャーは「人命に代えてでも我が英國領土を守らなければならない」と喝破したが、それほどまでに国家にとって国土とは重要視されるものであり、國土とは主権国家にとって至上の価値を持つ。だが、これまで日本は果たして國土を守ってきたと言えるだろうか。確かに自衛隊や海上保安庁の不斷の監視で一見して國土が守られているかのようにも思えるが、実はそうではない。日本は國土がすでに分断されているという事実を國民は直視しなければならない。その典型的な例は北方領土である。

江戸時代末期、安政2年（1855年）、日露通交条約の締結により、日露両国の国境線は択捉島の北に引かれた。さらに明治8年（1875年）、日本は樺太の権利を放棄し、その代償として千島列島を獲得した。そのうち日露戦争で勝利した日本はポーツマス条約により明治38年（1905年）南樺太も領土とする。

ところが大東亜戦争末期、ソ連は日ソ中立条約を破り、日本を攻撃、千島列島、樺太、さらには国後、択捉、歯舞、色丹の北方4島を不法占拠したのである。昭和26年（1951年）に締結されたサンフランシスコ講和条約で、日本は北方4島の主権は認められたものの、日本との講和条約を締結しなかつたソ連はこれを無視した。北方領土が今に至るまで日本に返還されていないことは周知の通りであるが、本来、千島列島とは日本がロシアに先んじて領有した日本の領土であり、南樺太とは日本が日露の戦いで同胞たちの血を流して獲得した領土なのである。北方の島々や南樺太が今に至るまでも返還されていないというのは日本が「分断」されている証左であり、日本人が日常生活でそのことを特に意識することなく、あるいは怒りを抱く」ともいっているのはもはや「分断統治」を既成の事実としてとらえ、健全な国家観を喪失しているとしか考えようがない。

「分断」されているのは北方領土だけではない。韓国によって不法占領されている竹島もまたそうである。周知の通り、戦後、韓國の大統領となつた李承晩が「李承晩ライン」と称して、傍若無人にも身勝手な領海線を引き、そこに強引に竹島をも含めて、不法に日本の領土を占領したのである。一旦自國の領土が他国に侵されれば、先のサッチャーの例を引くまでもなく、何が何でも國を挙げてそれを奪還するのが主権国家の姿勢というものであろう。韓国による竹島の強奪に対しても今日に至るまで日本は極めて鈍感で、主権国家としてはあるまじき態度ではないか。このような韓国による不当な領土占拠に対しても、日本との軍事同盟のあるアメリカは特に何も言わない。日本が「^{デバイド・アンド・ルール}分断統治」され、ハンディキャップ国家となつている方がアメリカにとつては都合がよいからだ。竹島に対する日本の無氣力は韓国に対しさらなる日本の領土の不

法占拠をうながすことになろう。旧日本軍の参謀であり、戦後は国會議員であった辻政信は、「当時の対馬の無防備に憤慨し、「竹島の二の舞になる」と述べたが、現在の対馬の状況を見れば辻の見解は正鵠を射たものである」とがわかる。手遅れになる前に日本は今一度、主権国家とは何であるのかを思い起こして、行動を起こすことが焦眉の急であることを理解せねばならない。

以上見たように、日本の国土は紛れもなく「分断」されているという深刻な状況にあるが、それ以上に深刻なのはそういう事態に気づかず、飽くなき個人の欲望を満足させるだけに血道を上げる現在の能天気な日本人の現状にほかならない。

「分断」されているのは実は国土だけではない。嘆かわしいことに国民もまたそうなのである。では次にさらに深刻な「日本国民の分断」を検証してみることにしよう。

III. GHQの「日本弱体化政策」による「国民の分断」

「日本国民の分断」はGHQによつて行われたが、その媒介として「共産主義思想」が駆使された。

近年、近現代史の研究者たちの間で大変話題になり、重要視される資料がある。アメリカ合衆国第31代大統領のハーバート・クラーク・フーバーの記した歴史書『Freedom Betrayed』（『裏切られた自由』）である。この作品でフーバーはアメリカを日本との戦争に導いた張本人をフランクリン・ルーズベルトであると名指しで批難し、それまで4人の大統領が拒否していたにも関わらず、昭和8年（1933年）、ルーズベルトがソ連を承認したことの大統領の最大の過ちのひとつであるとしている。³⁾ ルーズベルトによるソ連の承認と共にアメリカでは共産党員が急増し、ルーズベルトの政府には共産主義者が跳梁跋扈し、日本との戦争を画策し、やがてはアメリカを日本との開戦に至らせるのである。それだけではない。アメリカは中国の共産主義者たちを甘く見て、戦後、蒋介石に共産党との連立政権を要求し、拒否されるや、蒋介石へ

の援助を打ち切り、それが中国大陸での共産党の勝利へとつながつてゆく。この結果、アメリカは中国大陸での権益を失つてしまつのである。

一方、日本では戦前から社会主義、さらには共産主義に対し危機意識が高かつた。ロシアではこの思想に準拠してロマノフ王朝を倒した共産主義者たちが皇帝ニコラス二世を処刑し、料理人や従僕に至るまで皇帝一族を慘殺したのである。この思想が日本に蔓延すれば当然、皇室が危機に直面し、日本古来からほほ2600年継続してきた国体が根底から崩される恐れがあつた。

大正14年（1925年）、「治安維持法」が公布、施行されたのも共産主義イデオロギーの日本での浸透防止に目的があつた。みだりに国民を迫害するためにつくられた法ではない。この時、同時に「普通選挙法」が併行して公布されている。日本の社会の民主化を進める一方で、暴力革命を肯定する共産主義を危険視したのだ。戦前とは「治安維持法」のために「暗黒時代」であったのではない。この法が、革命を起こすのに弊害となつた共産主義者たちにとって「暗黒時代」であつたのだ。

昭和20年（1945年）8月15日の終戦後、周知の通り、GHQが日本を占領し、主権を奪い、この国を二度とアメリカに逆らえない国にするための日本弱体化の計画に基づく様々な政策が敢行された。これらの政策に共通するのはそれまでの日本を否定した上で、新しい日本、言わば「新生日本」を築くという姿勢であり、「新生日本」という言葉は一見新鮮な響きで耳朵を打つが換言すればそれは伝統を否定し、伝統に基づかない抜け殻のような「日本」であつた。

GHQの戦略とは、「それまでの日本」すなわち日本の伝統を断ち切り、GHQの政策に基づいて「新生日本」を築くことであつたが、その目的の遂行のために国の統合を断ち切り、一枚岩の日本を解体しようとした。国民を「分断」する上でGHQは共産主義者たちを使つた。日本国憲法作成責任者で民政局次長チャールズ・ケーディスがマルクス主義者であつたように、実はGHQ自体、共産主義者たちが入り込んだ、日本の社会主義化を目指した組織であつた。

かつて「治安維持法」で逮捕されていた共産主義者たちをGHQは积

放し、社会に垂れ流し、日本の要所要所の牽引役とさせたが、これは日本の社会主義化の初動プロセスがあつたのだ。

昭和20年（1945年）10月、GHQの命令で治安維持法が廃止されるが、かつてこの法の違反で獄につながれていた共産主義者の徳田球一以下の共産主義者たちが釈放される。この時、徳田とその仲間の共産主義者たちは「GHQ万歳！」と気勢を上げるのだが、これほど奇怪な光景はない。本来、共産主義とは敵対するはずのアメリカが共産主義者たちを釈放して野に放ち、アメリカの自由主義とは相容れないはずの共産主義者たちがアメリカの政策を賞賛しているのである。だが同時にアメリカの政策によつて共産主義者たちが社会に放たれたこの出来事こそが実は戦後の左傾化社会の構築の出発点を象徴する光景なのである。この後、釈放された共産主義者たちは、GHQによる「公職追放」によつて公職を追われた人々に代わつて社会の様々な公的機関を占め、その後の政策立案、実施で関与し、国民をミスリードしてゆく。これこそがGHQによる「日本国民の分断」つまり「^{ディバイド・アンド・ルール}分断統治」政策であつた。共産主義者たちに社会の要所を占めさせ、元々は「臣民」⁴⁾であつた誇り高き日本国民を分断し、共産主義を反映した政策を打ち出させ、国民に共産主義思想を浸透させてしまう状況をGHQは創り出したのである。

この後、本来の日本国民から「分断」された共産主義思想の信奉者たちが、雪崩の如く日本社会を侵し、様々な社会騒擾をソ連の指導の下に起こし、日本の安全保障を妨害し、日本の弱体化、解体を狙うのである。例えば昭和35年（1960年）の第一次安保闘争、昭和38年（1963年）北海道左翼勢力によるアメリカの対空誘導弾ホークの受け入れ阻止、昭和42年（1967年）10月8日の第一次羽田事件、同年11月12日の第二次羽田事件、さらには昭和43年（1968年）1月17日の佐世保での大規模デモ行動、また同年の東大紛争がそうである。

またアカデミズムの世界においても、戦前に共産主義思想ゆえに大学を追われていた学者たちが戦後になつて大学に復職し、彼らが学術界に君臨し、影響を受けた弟子たちがその後、その学問、思想を継承してゆ

く。かれらの共産主義思想を基軸とした学問はゆがんだ日本像を披歴し、國民に負の史觀を抱かせるという影響を与えた。GHQの政策に基づく「國民の分断」は見事に功を奏したと言わねばならない。

IV. GHQの「日本弱体化政策」による「日本人の精神の分断」

民族の精神を形成する重要な課程とは教育である。言わば教育とは国作りをするための人材を育てるという、國家事業にとって根幹を成すプロセスであるといつてよい。

教育が国作りの基礎を成すものであることを知悉していたGHQは様々な角度から日本の教育にメスを入れ、日本人の精神の「分断」を図った。それまでの誇り高き日本と日本人から「誇り」を奪おうとしたのである。「誇り」を奪えばその民族を弱体化させることが容易となり、弱体化した民族はやがては衰亡への道を辿ることになる。GHQは日本の教育に手を入れることによつて、それまでの「誇り高き日本人」から「誇りのない日本人」を作ろうとした。これは本来連続性がなければならぬ日本人の過去と未来との分断政策であり、同時に「日本人の精神の分断」でもあつた。

教育指令としてGHQは日本の学校教育で「地理」「国史」「修身」を教えることを禁止したが、これは日本人からアイデンティティーを奪うという大きな効果が得られた。なぜならば「地理」とは自分たちの大切な國土を認識することであり、「国史」とは日本人の「誇り」のみのもとであり、「修身」とは日本人の「道徳」であったからである。戦前の日本人にとつての道徳とは「教育勅語」であつた。これが昭和23年（1948年）の衆参両院の決議で「教育の革新と振興をはかる」名目で排除されることになつたのである。GHQが撒き散らした毒は当時の議員たちから日本の精神を忘却させ、正常な判断力を失わせていた。

「教育勅語」を奪われた戦後の日本人は道徳の抛り所を失つた。戦後の現在に至るまでの道徳の荒廃の根はここにある。道徳には抛り所が不可欠である。西洋人にとっての道徳の抛り所とはまぎれもなく宗教とそ

の聖典である。一方、戦前の日本人にとっての道徳の抛り所はまごうかたなき「教育勅語」であった。「教育勅語」とはいうまでもなく、軍国主義の贊美でもなければ、全体主義の勧めでもない。忠義、孝行、夫婦愛、友愛、僕約、博愛、勉学、公益、憲法遵守などの徳目を説いた上で、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」と有事の際には一身を捧げて君国のために尽くせと国防の義務をも説いた勅語なのである。「教育勅語」の禁止は同時に國民が國家を敬う精神と、国防の思想をも日本人から払拭した。

また教育の現場においては、日本の歴史の形成において重要な役割を担つた「楠木正成」「吉田松陰」「東郷平八郎」を教えることが特に厳しく禁止された。⁵⁾この三人といふのは戦前にあつては国民からの篤い尊敬を受け、いわば日本精神の体現者として神格化すらされていた人物たちである。また彼ら三人に共通する態度は天皇への尊崇の念であった。彼らの名と事績を教育の現場から払拭することにより日本精神の継承が断絶され、彼らを始めとする歴史上の著名な人物たちの天皇への尊敬心が國民には不可視となつてしまつたのである。

教育改革は制度の上でも日本の教育に大きな弊害を及ぼすことになつた。昭和20年（1945年）10月30日、GHQはいわゆる「教職追放」令を発し⁶⁾、「國家主義の鼓吹者」の教育界からの罷免を指令した。この指令に伴う「審査」を前に11万5200名が自ら職を辞している。

戦前は義務教育であつた6年間の尋常小学校を卒業すれば5年制の中学校、あるいは高等女学校、また工業、農業、商業等の実業学校に進学でき、さらには村の神童とされる程の優秀な子供は陸軍幼年学校に入学校できる道が開けており、将来の国防への従事が嘱望され、國民の尊敬を受けていた。このように個性と個々の関心が重んじられた戦前の多様な教育制度は廃止され、GHQによつて学制は6・3・3・4制の一本化とされ、日本の教育から多様性が消され、後の偏差値をベースとする受験競争が至上の価値を持つことになる教育への道が開かれたのである。偏差値偏重教育に由来する学生たちへの大きなプレッシャーと教育の閉塞感は他者への「いじめ」による「カタルシス」という暴力的かつ不健全な形態に変容し、今日にいたつても教育現場における教育者たちを苦

悩させている。

また昭和22年（1947年）にGHQ主導による日教組の結成がその後の日本の教育に大きな「負」の影響を及ぼしたのである。というのも日教組は教育現場における「日の丸」「君が代」といった国家の尊厳を否定してきた組織であったからである。この組織は左翼的教条主義を掲げ、本気で日本の教育を破壊しようとしていた経緯があることを忘れてはならない。

こう見てみるとGHQによる教育改革とは日本人の心や道徳の拠り所を奪つた上、その状況をさらに促進、維持させるべく組織形成を行なわせ、日本人の精神の弱体化を左翼勢力の日本人によつて一層押し進めさせたということがわかる。

GHQは「教育改革」という美名の下に「日本人の精神の分断」を図り、「分断統治」を押し進めたのである。

V. 結びとして

「分断統治」への覚醒こそが日本の再興の出発点となる

すでに見たように、まことに遺憾なことながら、日本の戦後の出発点には「国土」「国民」さらには「精神」の三つの「分断」があり、それは今日におけるまで日本社会に重大な「負」の影響を及ぼしている。同時に、その三つの「分断」以上に嘆かわしいことは日本人自体がそれに気づいていない、あるいは気づこうとしていないということだ。これほどの国家の危機はない。国際政治というのは常に各国が国益を賭けて戦う場であり、そのためには他国が不利益をこうむらうとも、あるいは犠牲にならうともそんなことは同情や考慮には値しないといふ冷徹な姿勢とそれに伴う駆け引きがそこにある。日本ほど危機意識に乏しくなった民族は他国から見れば、これほど御しやすい国ではなく、日本が能天氣であればあるほど日本を敵対視する国々からは歓迎すべき状態にある。例えてみれば、日本とは国際政治という「ジヤングル」に裸で置き去りにされた赤子のようなものだ。飢えたケダモノたちが、虎視眈々とそ

獲物を狙うのも当然であろう。日本人自身、「分断統治」^{ディバイド・アンド・ルール}されていることに気づかず、能天氣な民族へと変質してしまった症例は、尖閣諸島をめぐる中国への対処にも顕著にあらわれている。

平成28年（2016年）7月の参院選において、自民・公明の与党が圧勝し、その後、第三次安倍第二次改造内閣が誕生した。これに際し、防衛大臣に稻田朋美氏が起用されたが、その後に中国の漁船230隻が尖閣諸島の排他的經濟水域に侵入したのである。稻田氏を意識した上の侵入だったにちがいない。この時の日本の中国への対処として、岸田外務大臣が不快と怒りを中国大使にあらわしたもの、領海侵犯の常習犯の中国としてはそのような抗議など痛くもかゆくもなく笑止千万だったであろう。問題はすでに「分断」されている日本が「このままでは尖閣諸島も日本から『分断』されてしまふ」という危機意識から現場で適切な行動を取ることすらできないほど脆弱化されてしまつているという事実にある。現場における適正な行動のみが傍若無人な振る舞いを行う相手にこちらの正しさを理解させ思ひ知らせる唯一の方法なのである。その好例はパラオ共和国、アルゼンチン共和国が堂々と満天下に示した姿勢にある。

平成24年（2012年）3月、パラオ共和国の排他的經濟水域で違法操業を行っていた中国漁船をパラオ警察が銃撃した。それだけではない。その後のパラオ当局の行動も微動だにしない毅然たるものであった。漁船の乗組員の釈放を求めてきた中国にパラオは凜乎としてそれを断り、乗組員を有罪とし、罰金を支払わせたのである。この後、パラオの排他的經濟水域で中国の漁船との問題は起きていらない。

また平成28年（2016年）3月、アルゼンチンの領海で違法操業を行っていた中国漁船は停船命令を無視したばかりか、巡視船への体当たりを試みようとするなどの暴挙を行つた結果、銃撃され、中国漁船は撃沈された。中国側はその直後、泣き言のように「大きな懸念」を表明したものこの後、アルゼンチンの領海で中国漁船との問題は生じていな

い。

これらの国々の果断な態度こそ、違法操業をものともしない中国を分

からせる唯一の在り方であった。それに引き換え、日本はもはや主権国家とは思えない体たらくを過去に世界へ示してしまった。平成22年（2010年）9月、尖閣諸島で領海侵犯し、海上保安庁の巡視船に当たりした中国漁船を銃撃するなどとか、捕らえた中国人船長をありと积放し、国に帰してしまつたのである。¹⁾いや、それどころか中国と

中国の違法な振る舞いを許したことになる。いや、それどころか中国と違法行為の共犯関係にすら入つてしまつたとさえ言えるのである。道理で中国がこの後も尖閣諸島の領海侵犯を堂々と続け、やめる」とがないはずである。

パラオ共和国にしてもアルゼンチン共和国にしても共に、日本のような先進国サミットに出席できるような大国ではない。だが、上記の例で見られるように、中国の違法かつ放埒な振る舞いに対し断固たる処置を行ふ態度は、何もできなかつた日本と比較してはるかに毅然とした主権国家としての品格、尊厳が備わつてゐると言えよう。中国と見えどもそのような国々に安易に侵略の手を伸ばせば火傷になりかねないことは知悉しているはずだ。

「国土」「国民」やむには「精神」と「分断」された日本は自国の危機にも適切な対処ができず、国防を決意した牢固とした民族精神すら喪失しつつある。ハハにアメリカや中国の思惑通りになつた日本のなれの果ての姿がある。ハの領海侵犯の延長上には、中国による尖閣諸島占領と、元々尖閣諸島とセットになつて昭和47年（1972年）の「沖縄返還協定」に基づきアメリカから日本に返還された沖縄本島の中国による占有が実現化されるという悪夢の如き未来が想定され、そのため日本はやむなる

「分断統治」²⁾によつてますますその混迷の度合いを深め、東アジアの平和は大きく損なわれることになるにちがいない。

日本が立ち直り、その毅然とした姿を取り戻すには、日本がすでに「分断統治」³⁾されているというこの屈辱的な現実に覺醒する」とが出发点となる。人間とは自分が変わるには自己の眞の姿に気づき、電流を浴びるような衝撃を受けるしかない。自分自身が如何に奇形となつているか、それに気づき、衝撃を受けるしか自律的に変わりようがないので

ある。國も國民も今のいびつな日本の形に気づき、「分断統治」⁴⁾の体制から脱却することが喫緊の課題であるといふ危機意識を抱く」とこそが、日本の再生を導く力につながつてゆくことだらう。

註)

1) 例えば、GHQは昭和20年12月15日、「神道指令」を発令し、公務員は靖国神社のみならず、あらゆる神社に公的資格で参拝することを禁じられた。靖国神社はGHQから最も危険視されていたため、すぐには参拝できなかつたが、それでも昭和26年10月18日、吉田茂は堂々と参拝している。現在、首相を始めとして多くの閣僚が堂々と靖国に参拝できない（異常な）状況を思い浮かべるならば、当時はまだ国民と社会には正常さが残つていたと言えよう。

また昭和27年4月28日、日本は主権を回復したが、まだ服役していた「戦犯」を积放すべく、全国各地で「戦犯」积放運動が起つた。驚くべきことに最初に口火を切つたのは日本弁護士連合会であった。現在の日弁連の感覚からすれば、犯罪者の「人権」を重んじても、「戦犯」の人権を重んじて声を上げることなどは考えられないであろう。またこの時「戦犯」积放のために4,000万人の署名が集まつたと言われる。さらに衆議院厚生委員会で遣族援護法が審議され、「戦犯」の遺族に対しても一般戦没者の遺族と同じように扱う法改正が自由党と改進党と右派社会党と左派社会党の4党による全会一致で採決されている。これらから考えられることは戦後はGHQの「日本弱体化」の戦略が敢行されたとは言え、まだ日本人たちは自分たちの父祖を敬う心や、先の大戦で戦つた人々に敬意を払う気持ちを持っていたのだ。当時は至極まつとうな精神が残つていた、と言わねばならない。

2) 昭和34年8月1日 第〇三二回国家内閣委員会 国の防衛に関する調査の件での辯政信の見解。

3) "Freedom Betrayed: Herbert Hoover's secret history of the Second World War and its aftermath/edited with an introduction by George H.Nash"、Herbert Hoover、Edited with an Introduction by George H.Nash、p.876. Hoover Institution Press Publication No.598.

4) 「臣民」とは軍国主義や専制国家の被支配者、などいふ意味かも考えてはならない。日本には戦前には元首と呼ばれた国民統合の象徴としての天皇がおられる。日本人とは天皇の國の國民である以上、本来「臣民」と定義されるべきで、またそれは被支配者でも抑圧を受ける國民でもない。むしろ、天皇の國の民であるという名譽をになつた唯一無二の國民であると解釈すべきである。

昭和12年に一般公募で作られた「愛国行進曲」という名曲がある。この歌の二番の一節に「臣民我等皆共に 御稟威に副はん大使命」という箇所がある。この作詞を行つたのは当時23歳で一般人の森川幸雄氏であった。この歌は、昭和12年12月に発表されてから、爆發的に歌われ出したが、「臣民」を含む歌詞の語には当時の国民意識が反映されており、極めて自然なニュアンスがあつた。戦前を「悪い時代」としか捉えていない戦後においては一般国民は「臣民」という言葉に恐怖や嫌悪感を抱くだろうが、それこそ日本人の精神が分断された証左と言えるのではないか。

5) 山村明義、『G H Qの日本洗脳 70年続いた「支配システム」の呪縛から日本を解放せよ!』、p. 25 参照、発行所 株式会社光文社、2014年7月20日初版
1刷発行。

6) この指令は「教員及び教育関係官の調査・除外・認知に関する件」と呼ばれ、G H Qが第2教育指令として発した。